



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等及び数量
パソコン管理用ソフト及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
令和2年3月1日から令和7年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)

の場所で入手できます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html

- (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
- (3) 問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026 (235) 7079
- 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県企画振興部情報政策課情報システム係
電話 026 (235) 7071
- 5 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和2年1月14日（火）午後2時
イ 場所 長野県庁 西庁舎2階パソコン実習室
 - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領日時 令和2年1月10日（金）午後5時
イ 提出場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県企画振興部情報政策課情報システム係
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、令和2年1月6日（月）午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 6 その他
 - (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
PC Management Software with peripherals
- (2) Lease Duration:
From March 1, 2020 until February 28, 2025
- (3) Delivery places:
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Contact place for information about the tender;
description / conditions / and other inquiries:
Information Policy Division, Planning and Development Department,
Nagano Prefectural Government
692-2, Aza Habashita, Oaza Minaminagano, Nagano City
TEL: +81-26-235-7071 (Contact for inquiries)
- (5) Time and place for the tender and bid opening:
Time: 2:00PM January 14, 2020
Place: PC training room, Nagano Prefectural Government West Annex 2F
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:
Time: 5:00PM January 10, 2020
Place: Information Policy Division, Planning and Development Department,
Nagano Prefectural Government
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

情報政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年11月28日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

上田都市計画道路

- 3・3・1号上田篠ノ井線
- 3・3・2号下之条吉田線
- 3・4・6号下塩尻大屋線
- 3・5・17号北天神町古吉町線
- 3・6・26号中常田岩門線

2 都市計画を定める土地の区域

上田都市計画道路 3・3・1号上田篠ノ井線

平成26年長野県告示第164号の土地の区域のうち上田市古里字堂前、上田字中丘、上田字馬飼免の各一部を変更する。

上田都市計画道路 3・3・2号下之条吉田線

平成26年長野県告示第164号の土地の区域のうち上田市下之条

字一丁田、下之条字八幡田の各一部を変更する。

上田都市計画道路 3・4・6号下塩尻大屋線

平成26年長野県告示第164号の土地の区域のうち上田市下塩尻字五反田、下塩尻字荒川、中央東、材木町一丁目、材木町二丁目、常田三丁目の各一部を変更する。

上田都市計画道路 3・5・17号北天神町古吉町線

平成26年長野県告示第164号の土地の区域のうち上田市福田字浦田の一部を変更する。

上田都市計画道路 3・6・26号中常田岩門線

平成26年長野県告示第164号の土地の区域のうち上田市古里字社宮司の一部を変更し、上田市古里字上川原、蒼久保字一丁田、蒼久保字中村、芳田字下長峰、芳田字南鬼沢、芳田字高蒼、芳田字新町を削除する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県上田建設事務所、上田市役所

4 縦覧期間

自 令和元年11月28日

至 令和元年12月13日

都市・まちづくり課

公告

長野県教育委員会表彰等規則(昭和48年長野県教育委員会規則第2号)第2条の規定により、令和元年11月3日、次の方々を表彰しました。

令和元年11月28日

長野県教育委員会

教育行政功労者

- 牛山 廣司 木下 忠彦 櫻井 雄一
- 西澤 勇 宮川 幹雄 山崎 圭子

学校教育功労者

- 池内 典和 岩下 史弥 勝山 幸則
- 金高 茂昭 河原 才 北澤 猛史
- 小松 雅人 清水 祐子 庄田 秀俊
- 塚田 道彦 徳武 隆夫 轟 裕明
- 中野 則秋 西沢 宏 原 良通
- 平野 弘蔵 古幡 栄一 宮坂 享
- 森本 克則 矢野口 仁 山崎 利文
- 芳原 毅彦 渡邊 孝雄

学校保健功労者

- 赤羽 隆 池田 純之助 池田 恭
- 石田 一夫 伊藤 隆祥 内山 紀子
- 小口 久雄 笠原 明仁 笠原 初雄
- 神谷 健 熊井 すみ子 小池 良治
- 小山 良 近藤 修司 酒井 満明
- 佐々木 亮三 三溝 憲子 高木 徹
- 高橋 宏己 武重 紳一 田中 紀代子
- 都筑 文男 轟 清志 中田 金一
- 西 葉子 林 俊男 林 三雄

平出公仁 堀内 恵 前川雅美
 眞岡俊行 松尾賢治 丸山政明
 三井義久 宮坂伸 宮島逸郎
 矢崎利英 谷内山 仁 山本眞也
 横沢伸 米倉正博 和田茂比古
 和田雄一郎

社会教育功労者

金田照俊 智里東協育の会 松本捷幸

社会体育功労者

伊藤仁 勝野誠吾 倉科儀男
 柳沢光男

文化財保護功労者

林 賢

教育政策課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和元年11月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
令和2年1月23日(木)	午前10時から午後6時まで	上田会場	上田市材木町一丁目2番3号 上田市中央公民館	60名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年12月30日（月）から令和2年1月3日（金）までの日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,900円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和元年11月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
令和2年1月27日(月)	午後1時から午後4時まで	佐久会場	佐久市跡部65番地1 佐久合同庁舎	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏

名及び撮影年月日を記載したものを添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び令和元年12月30日(月)から令和2年1月3日(金)までの日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和元年11月28日

県立長野図書館長 平賀研也

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

県立長野図書館業務コンピュータシステム及び機器一式

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 県立長野図書館総務課

(2) 所在地 長野市若里1-1-4

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年10月18日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

N E C キャピタルソリューション株式会社長野営業所

(2) 所在地

長野市栗田991番地1

5 随意契約に係る契約金額

1月当たりの賃借額 1,936,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

文化財・生涯学習課